

犬を飼っている皆さんへ

飼い主のマナー

犬の放し飼いはしない

犬を放し飼いにすると、他人に迷惑をかけたり、危害を加えるおそれがあります。犬は必ずつないで飼うか、柵の中で飼いましょ。また、散歩中も引き綱から放すのはやめましょ。

フンの後始末

道路、公園、他人の土地などに犬のフンが放置され、「飼い主のマナーが悪い」などの苦情が多く寄せられています。散歩中の犬のフンは必ず持ち帰り、きれいな街づくりを心がけましょ。

犬を捨てない

犬を山野などに捨てると野犬化して、人や財産に危害を及ぼすことになります。

やむを得ず飼えなくなった時は、新しい飼い主を探るか、香川県西讃保健福祉事務所衛生課(25-4383)に引き取りの相談をしてくださし。

また、飼い主のいない不幸な子犬を増やさなため、動物病院で不妊去勢手術を受けるのも1つの方法です。登録および狂犬病予防注射済みの犬が不妊去勢手術を受けた場合、市から補助金が出ます。詳しくは下記までお問い合わせください。



犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病の発生および感染拡大を防ぐため、狂犬病予防法により犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が飼い主に義務づけられています。

犬の登録 登録手数料 3,000円

犬の登録は、各支所市民サービス課、または、香川県獣医師会指定の動物病院ですることができましょ。

狂犬病予防注射 予防注射手数料 2,300円 済票交付手数料 550円

毎年1回の予防注射を忘れずに受けてください。

今年度の市の集合注射は終了しました。集合注射の期間内に注射を受けられなかった犬は、動物病院で注射を受けてください。

予防注射済票 済票交付手数料 550円

香川県獣医師会指定の動物病院以外で注射を受けたときは、注射時に発行される「狂犬病予防注射済証」を持って、各支所市民サービス課で『狂犬病予防注射済票』の交付手続を行ってください。

各種届け出

犬が死亡した時、飼い主の住所・氏名等が変更になった時は、必ず環境衛生課または各支所市民サービス課まで届け出をしてくださし。

問い合わせ 環境衛生課 62-1120

不法電波は、犯罪です

電波利用保護旬間

6月1日(金)~10日(日)

「最近どうもテレビの画面が急に乱れる」「ラジオを聞いていたら、突然、変な声が入ってきた」などの体験をしたことはありませんか?

これらは不法電波による妨害であることが少なくありません。不法電波は、私たちの生活を守る消防や防災のための無線から一般の無線まで広く被害を与えています。

もし、お気づきのことがあれば下記までお知らせください。

問い合わせ 四国総合通信局 089-936-5051

なくそう不法投棄

全国ごみ不法投棄監視ウィーク

5月30日(水)~6月5日(火)

発生抑制 (Reduce)

再使用 (Reuse)

再生利用 (Recycle)

循環型社会の実現には、3Rの推進とともに、廃棄物の適正処理の確保が重要です。この妨げになるのが不法投棄問題です。市民、事業者、行政が一体となって、監視や啓発活動等の取り組み強化により、不法投棄を発生させない環境づくりを進めましょ。ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 環境衛生課 62-1120

経営移譲年金、農業者老齢年金を受給されている皆さんへ

「現況届」提出のお知らせ

毎年6月は「現況届」提出の時期です

現況届の用紙は、農業者年金基金から受給者の皆さんへ直接郵送されます。「受給権者」欄に自ら署名・記入し、必ず6月30日までに農業委員会事務局または各支所事業課へ提出してください。

現況届は、引き続き年金を受ける資格があるかどうかについて確認するためのものです。この届を提出しなければ、年金の支払いが差し止められる場合がありますのでご注意ください。

提出先・問い合わせ 農業委員会事務局 62・1137 または各支所事業課

恩給欠格者・戦後強制抑留者・引揚者の皆さんへ

いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、外地等からの引揚者の「ご本人」に、あらためて感謝の念を表すため、内閣総理大臣名の『特別慰労品』を贈呈しています。

請求書類は、福祉総務課または各支所市民サービス課に用意しています。

資格要件等については、独立行政法人平和祈念事業特別基金(☎0120・234・933)までお問い合わせください。

問い合わせ 福祉総務課 62・1125

男女共同参画週間

6月23日(土)~29日(金)

少子高齢化の進行や家族形態の多様化など、私たちを取り巻く社会情勢は複雑に変化しています。そのため、旧来の習慣や働き方を変えなければ、仕事と家庭の両立は望めなくなっています。仕事と家庭生活を調和させる「ワーク・ライフ・バランス」は、女性だけでなく、男性にも大きなメリットがあり、人生を豊かなものにします。「ワーク・ライフ・バランス」を推進し、男性も女性も、それぞれの希望に沿った生き方ができる社会を目指しましょう。

平成19年度内閣府公募による標語

「いい明日は 仕事と暮らしの ハーモニー」

秋田県 篠田 健三さんの作品

問い合わせ 企画課 62・1115

消防だより 住宅用火災警報器を設置しましょう

三観広域北消防署 72・2119

平成16年6月に消防法が改正され、住宅火災による死者の減少を目的として、全国一律すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。

基準日を平成18年6月1日として新築住宅への警報機の設置、また既存の住宅については、5年間の猶予期間をおき平成23年6月1日までに設置完了と定められました。

住宅用火災警報器は、火災からかけがえない人命や財産を守るために有効なものです。猶予期間にかかわらず、できるだけ早い時期に設置するようお願いいたします。

住宅用火災警報器等の設置義務化を契機として訪問販売を行う悪質な業者には十分注意してください。消防署や市が警報器・消火器等の販売を行うことはありません。

商業統計調査にご協力をお願いします



6月1日、卸売業、小売業を営むすべての事業所を対象に商業統計調査が全国一斉に行われます。

調査員が調査票の回収にお伺いしますので、ご協力をお願いします。

問い合わせ
企画課 62・1115